# 杵築市業務継続計画

(Business Continuity Plan)

令和3年11月(改訂) 大分県杵築市

## 目 次

資	料	3	] {	災害	対領	<b>長本</b>	部	配	置	図	等		•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
					市约																																
		1			時個																																
2		業			計画																																
					練領																																
第	5	章	걸	<b></b> 養務	継続	売計	·画	の	継組	壳的	勺な	払な	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
					確得																																
(	1	)	飲料	斗水	と食	<b>建</b> 糧	等	の{	備	蓄記	十個	၍・	•		•			•	•	•	•	•		•	•		 •		•		•	•	•	•	•	•	19
7		職	員の	D ケ	アの	)確	保	•		•	•		•			•			•		•	•	•	•		•	 •	•		•	•	•			•	•	19
					確得																																
		-			能單																																
					· · · ·絡爿																																
`					ァ 行・																																
					·優ქ																																
6					先弟																																
5					網の																																
4					料の																																
3					ティ																																
2					の面																																
л <sup>л</sup>		•			保・																																
		产章			継続																																
4					先第																																
3					元ョ 及て																																
1 2					(元) (先)																																
		章非			· 吁修 先弟																																
2 绺					: 吾 7 : 時																																
1					災割 害物																																
		章相			状炎 ※ 9																																
		_			発動																																
,	1				続の																																
3					計画																																
2					計画																																
_					続計																																
,	1				:優爿																																
1	•				計画																																
第		草			継統																																

## 第1章 業務継続計画の基本的な考え方

#### 1. 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に自治体自らも被災し、人、モノ、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震や津波等による大規模災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

市の防災対策を定めた計画としては、地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完して、市役所自体が被災し、資源制約が伴う条件下において非常時優先業務の実施を確保するための計画である。

#### (1) 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても、優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等(以下「応急業務」という。)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象になる。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源(以下「必要資源」という。)を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障とならない範囲で業務を継続する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務が適切に遂行されることがなければ 成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っているこ とに留意し、非常時優先業務として整理する必要がある。

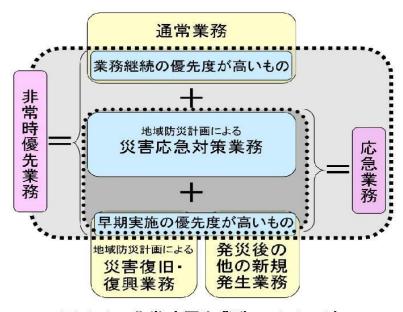


図 1-1 非常時優先業務のイメージ

(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」より)

#### (2)業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項が定められているが、市役所の職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していない。

しかしながら、東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の災害では、業務継続に支障を 及ぼす庁舎の被災や停電等の事例も見受けられた。したがって、地域防災計画に定められた業 務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、業務継続計画を策定し、市役所自 体が被災し制約が伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ整えておくこと が必要である。

また、市は、平常時から住民への公共サービスの提供を担っているところであるが、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。しかしながら、災害対策基本法に基づく地域防災計画は、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。

業務継続計画が必要となるもう一つの大きな理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた業務の継続が遂行できる体制を検討しておくことにある。

すなわち、業務継続計画は、防災計画を補完するものであり、地域防災計画と業務継続計画 の主な相違点は以下のようになる。

	地域防災計画	業務継続計画
	地方防災会議が作成し、都道府	都道府県又は市町村が作成し、
作成主体等	県、市町村、防災関係機関等が実施	自らが実施する計画である。
	する計画である。	
	災害対策基本法に基づき、発災時	発災時に必要資源の制約がある
	又は事前に実施すべき災害対策に係	状況下であっても、非常時優先業
計画の趣旨	る実施事項や、役割分担等を規定す	務を目標とする時間・時期までに
	るための計画である。	実施できるようにする(実効性の
		確保)ための計画である。
	行政の被災は、必ずしも想定す	行政の被災を想定(庁舎、職員、
	る必要はないが、業務継続計画の策	電力、情報システム、通信等の必要
行政の被災	定などによる業務継続性の確保等に	資源の被災を評価) し、利用できる
	ついては計画に定める必要がある。	必要資源を前提に計画を策定する
		必要がある。
	災害対策に係る業務(災害予防、	非常時優先業務を対象とする
対象業務	災害応急対策、災害復旧・復興)	(災害応急対策、災害復旧・復興業
/13 水未/方	を対象とする。	務だけでなく、優先度の高い通常業
1		務も含まれる)。

	業務開始目標時間は、必ずしも	非常時優先業務ごとに業務開始
光文明が口煙	定める必要はない。	目標時間を定める必要がある(必要
業務開始目標		資源を確保し、目標とする時間ま
時間		でに、非常時優先業務を開始・再
		開する)。
業務に従事す	業務に従事する職員の水・食	業務に従事する職員の水・食
る職員の水・食	料、トイレ等の確保に係る記載は、	料、トイレ等の確保について検討
料等の確保	必ずしも必要はない。	のうえ、記載する必要がある。

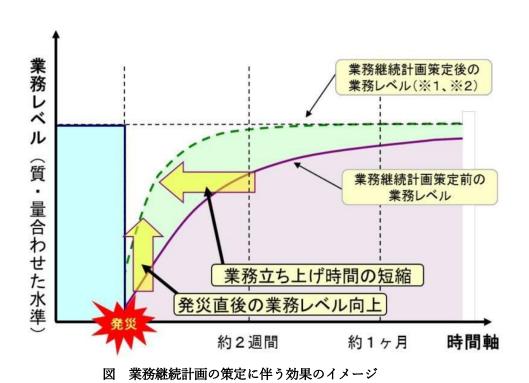
#### 2. 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものになる。特に市においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定(継続的改善を含む。)することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、より多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。



(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き | より)

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

#### 3. 業務継続計画の基本方針及び計画の発動

#### (1)業務継続の基本方針

杵築市業務継続計画(以下「本計画」という。)では、大規模災害発生時における本市の業務 執行の基本方針を次のとおりとする。

- 大規模災害が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全 を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務を最優先に 実施する。
- 市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な 人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業 務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。
- 人材・施設・資機材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、非常時優先業務以外の業務を再開する。

#### (2)計画の発動

災害対策本部長(市長:以下「本部長」という。)は、災害対策本部の設置と同時に、または 本部長が必要と認めた場合には本計画の発動を宣言する。

災害対策本部配置図等については、別紙のとおり。

## 第2章 被害状況

#### 1. 想定する災害事象

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が 外部条件によって受ける制約を把握することが重要となる。

本計画では、大分県地震津波被害想定調査(平成 25 年 3 月)及び大分県地震被害想定調査(平成 31 年 3 月)の結果から、本市に大きな被害をもたらす、南海トラフ地震及び中央構造線断層帯地震を災害事象とする。

## **2. 地域の被害状況** (大分県地震津波被害想定調査(平成 25 年 3 月)及び大分県地震被害想定調査 (平成 31 年 3 月)より)

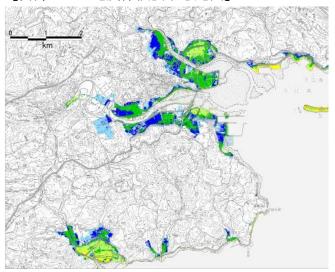
#### <最大震度>

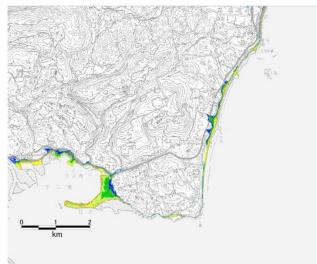
地 震 名	最大震度
南海トラフ地震	6 弱
中央構造線断層帯地震	6強

#### <津波高及び津波到達時間>

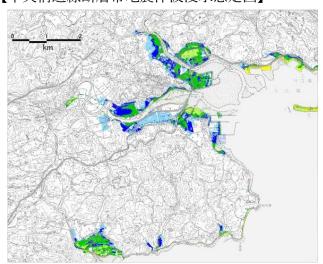
	観測地点	最大津波高	1m津波	最大津波
	既例起示	取八年仪问	到達時間	到達時間
	奈 多	3.32m	73 分	87 分
   南海トラフ地震	灘 手	3.51m	80 分	105分
用価ドノノ地展	八坂川河口	3.62m	85 分	112分
	熊 野	4.26m	78分	101分
	奈 多	4.48m	15 分	18分
中央構造線	灘 手	3.53m	18分	20分
断層帯地震	八坂川河口	3.32 m	23 分	81分
	熊 野	4.07m	12分	14分

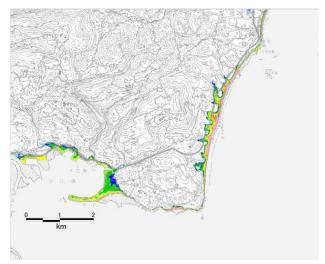
【南海トラフ地震津波浸水想定図】

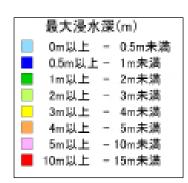




## 【中央構造線断層帯地震津波浸水想定図】







## <人的被害(冬18時)>

(人)

	南	<b>万海トラフ地</b>	震	中央構造線断層帯地震				
	死 者	重傷者	中軽傷者	死 者	重傷者	中軽傷者		
津波	408	62	121	432	69	135		
建物崩壊	1	0	1	8	0	8		

<避難者数>

(人)

地震名	1 🛭	1後	1週	間後	1か月後		
地 辰 石	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外	
南海トラフ地震	1,307	704	1,256	678	1,231	663	
中央構造線	2 965	1 5 4 2	2.667	1 500	1 024	000	
断層地震	2,865	1,543	2,667	1,508	1,834	988	

## <地震の揺れ・液状化による建物被害>

(棟)

		南海トラ	ラフ地震		中央構造線断層帯地震						
区 分	揺	れ	液物	犬化	揺	れ	液状化				
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊			
木造建物	39	199	8	8	381	1,107	20	20			
非木造建物	16	9	5	6	74	66	11	15			
合 計	55	208	13	14	455	1,173	31	35			

#### <津波による建物被害>

(棟)

地震名	全 壊	半壊	床下浸水
南海トラフ地震	263	1,749(内床上浸水 1,046)	465
中央構造線	341	1,511(内床上浸水 924)	424
断層帯地震	341	1,511 (下1/下上/文/下 924)	424

## <急傾斜地崩壊による全壊被害> (棟)

地震名	全 壊			
南海トラフ地震	0			
中央構造線	1			
断層帯地震	1			

#### <出火件数(冬18時)>

(件)

地 震 名	全出火	炎上出火	消火
南海トラフ地震	1	0	0
中央構造線	E	2	2
断層帯地震	3	3	3

## <ブロック塀倒壊件数>

(件)

南海トラフ地震	341		
中央構造線	980		
断層帯地震			

## <上水道の物的被害・機能支障>

(%、人)

₩-			断 水 率 ・ 影 響 人 口						
地震名	被害数	直	後	1	日後	2	2日後	7	'日後
地 辰 石	(箇所)	率	影響	率	影響	率	影響	率	影響
\[\bar{\mathbb{E}}\]		<del>T</del>	人口	<del>'T'</del>	人口	<del>'T'</del>	人口	7	人口
南海トラフ地震	2	1	193	1	259	1	237	0	96
中央構造線	24	29	7,475	16	4,025	15	3,816	15	3,738
断層帯地震	24	49	1,473	10	4,023	13	3,010	13	3,130

## <電力施設被害(県全体)>

(本、%、世帯)

地 震 名	電	柱	機能支障		
地 辰 石	被害電柱本数	被害率	停電世帯数	停電率	
南海トラフ地震	約 560	0.17	約 43,000	10.00	
中央構造線	約 1 200	0.27	約 54 000	12.00	
断層帯地震	約 1,200	0.37	約 54,000	12.00	

## <一般電話施設被害(県全体)>

(本、%、回線)

地震名	NT	Γ 柱	機能支障		
地 辰 石	被害本数	被害率	不通回線数	不通率	
南海トラフ地震	約 4,100	0.99	約 88,000	6.77	
中央構造線	約 4 500	1.10	約 200,000	15.66	
断層帯地震	約 4,500	1.10	<b>ポリ 200,000</b>	13.00	

## <道路施設被害(県全体)>

	道路・橋梁			
地 震 名	被害箇所数(箇所)	被害率(箇所/Km)		
南海トラフ地震	約 110	0.05		
中央構造線	約 150	0.08		
断層帯地震	<b>永江 150</b>			

## <瓦礫発生量>

地震名		重	量(トン	)			体	積 (m³)		
地 辰 石	木造	非木造	津波	焼失	合計	木造	非木造	津波	焼失	合計
南海トラ	7.7(2)	( 122	29 500		F2 40F	14.750	2.690	72 170		01 500
フ地震	7,763	6,133	38,509	-	52,405	14,750	3,680	73,168	-	91,598
中央構造										
線断層帯	57,851	28,047	47,631	-	133,529	109,918	16,828	90,498	-	217,244
地震										

<ごみ発生量> (トン)

	発	災~3 か月	後	発災3か月後~半年後			発災半年後~1年後		
地震名	家庭	粗大	소라	家庭	粗大	소리	家庭	粗大	Δ₹L
	ごみ	ごみ	合計	ごみ	ごみ	合計	ごみ	ごみ	合計
南海トラ	205	147	352	203	68	272	203	52	255
フ地震	203	147	332	203	00	212	203	32	255
中央構造									
線断層帯	1,838	1,284	3,122	1,819	596	2,415	1,819	454	2,273
地震									

## 第3章 非常時優先業務

大規模災害時における人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の 生命、身体及び財産を保護するため、地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施 しなければならない。

一方、市民生活にかかわる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応の影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重要な問題である。

このため、発災後、いつまでに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に 開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

#### 1. 非常時優先業務の対象期間

「非常時優先業務の対象期間」は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境がおおむね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間であることから、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して1ヶ月程度までとする。

#### 2. 非常時優先業務選定の考え方

非常時優先業務の選定手順は、以下のとおり行う。

- (1)「非常時優先業務」は発災後、遅くとも1ヶ月以内に着手しなければならず、かつ、目標 レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- (2) 災害応急対策業務に係る内容については、「杵築市地域防災計画」に掲げる所掌事務を基本 として、大規模災害発生時に生じるとされる具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- (3)継続通常業務に係る内容については、「杵築市行政組織規則」をはじめ、各部署における所掌事務に基づき、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

表 業務の区分と内容

必	要	度	内容
			○災害発生時に行う業務 ・地域防災計画「災害応急対策計画」における業務
非	災害応急	対策業務	・地域防災計画「災害復旧・復興計画」で掲げられている業務のう
		V13KX471	ち、被災者の生活支援等に供する業務
常時			(例) 災害障害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支
			給・市税等の減免など
優先			○通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等によ
, –			り続行する業務
業務	継続通常業務	・市民の生命・身体・財産を守る業務	
4万		・市の意思決定に必要な業務	
			・その他、休止することができない業務
			(例) 死亡届・出生届等の戸籍受付、議会に関する業務 など

	○通常業務のうち、停止・休止する業務
<b>冶工、从工类效</b>	・一定期間(1カ月超)先送りすることが可能な業務
停止・休止業務	・災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務
	(例) 職員研修、地域懇談会 など

- (4) 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては、 以下の点に留意する。
  - ① 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
  - ② 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から設定する。
- (5) 本計画検討の前提としている勤務時間外(平日夜間や休日)に大規模災害が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に災害が発生した場合における運用も視野に入れる。

#### 3. 対象業務及び開始・再開時期

業務開始目標時間別の業務の整理基準は、次表のとおりとする。

#### 表 業務開始目標時間別の業務の整理基準表 (例)

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	<ul> <li>①災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務(人、場所、通信、情報等)</li> <li>②被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告)</li> <li>③発災直後の火災、津波等対策業務(消火、避難・警戒・誘導処置等)</li> <li>④救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用)</li> <li>⑤避難所の開設、運営業務</li> <li>⑥組織的な業務遂行に必須な業務(幹部職員補佐、公印管理等)</li> </ul>
24 時間以内	・応急活動(救助・救 急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続	<ul> <li>①短期的な二次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等)</li> <li>②市管理施設の応急復旧に係る業務(道路、上下水道、交通等)</li> <li>③衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等)</li> <li>④災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受け入れ等)</li> <li>⑤遺体の取扱い業務(収容、保管、事務手続き等)</li> </ul>

Î	1	
		⑥避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等)
		⑦社会的に重大な行事等の延期調整業務 (選挙等)
3日以内	・被災者への支援の開始	①避難生活環境の向上に係る業務(入浴、メンタルヘル
	・他の業務の前提とな	ス、防犯等)
	る行政機能の回復	②災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務
		等)
		③業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	・復旧・復興に係る業	①生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、
	務の本格化	宅確保等)
	・窓口行政機能の回復	②産業の復旧・復興に係る業務 (農林水産、商工業対策等)
		③教育再開に係る業務
		④金銭の支払い、支給に係る業務 (契約、給与、補助費等)
		⑤窓口業務(届出受理、証明書発行等)
1カ月以内	・その他行政機能の回復	①その他の業務

※大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きより(平成28年2月 内閣府)

## 4. 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の詳細については、資料1を参照。

## 第4章 業務継続のための基盤の確保

災害対策業務に全力を傾注するためには、「拠点」と「人」をいかに確保するかが重要であるが、まずは、災害対策の情報集積と判断の中枢となる災害対策本部の機能を確保することが第一の課題となる。

また、「人」については、市外県外など外部からの人的資源の調達もさることながら、本市職員の健康状況、体力を維持し、被災を免れた職員全員が全力で災害対策業務にあたれるよう、その後方支援について予防的対策を進めておく必要がある。

#### 1. 拠点の確保

災害対策本部は「本庁舎」に設置するが、万一、本庁舎が使用不能の状態になった場合の代替施設は、「山香庁舎」または「大田庁舎」の状況を調査し、状態の良い施設に対策本部を設置するものとする。

#### 2. 公共施設の耐震性の向上

公共施設の災害リスクを把握し、耐震性の劣るものについては、当該構築物の重要度を考慮して耐震改修に努める。

#### 3. 情報システムの維持

重要な住民情報を取り扱う基幹系システムは、耐震などの災害対策が完備された庁舎外のデータセンターにサーバーを設置し、冗長化された専用回線(豊の国ハイパーネットワーク)にて接続している。ネットワーク設備は、本庁舎2階に設置しているため、浸水被害の恐れもなく、バックアップデータは大分市のデータセンターと山香庁舎に分散管理しており、災害時に即時対応できるよう対策を講じている。

また、本庁舎から他庁舎への配線も冗長化し回線切断時等に備えた構成となっており、そのネットワーク機器等を収納する各ラックに転倒防止対策を講じている。加えて、そのネットワーク設備は、庁舎内に備える自家発電機に接続しており、停電時等は発電機からの電力供給により、最低限の業務が遂行できるような仕組みを備えている。

#### 4. 電力・燃料の確保

対策本部機能や情報システムなど災害発生時の業務継続に最低限必要な機能を維持することができるよう、自家発電設備、非常用発電機を確保し、また燃料供給などのために燃料貯蔵設備等の整備に努める。

#### 5. 情報通信網の寸断に備えた対応

災害時の情報通信網の寸断に備え、電話以外の通信手段を備える。

防災用の衛星携帯電話は、本庁舎に4台(市長1台、危機管理課用3台)、山香庁舎に2台、大田庁舎に2台配備している。携帯電話が使用できない場合でも、通信を行うことができる。また、主な避難所51ヶ所に特設公衆電話を63台設置し災害時に備える。

#### 6. 非常時優先業務の実施体制

#### (1) 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統

#### ① 実施体制

非常時優先業務の実施体制は、市地域防災計画において定められた災害対策本部組織体制に基づくものとする。

#### ② 初動体制確保の方針

- (ア)発災後、速やかに災害対策本部の初動体制を確保する。
- (イ) 1時間を目途に第1回災害対策本部会議を開催する。
  - ・業務継続計画及び受援マニュアルの発動決定、危機事象の共有と危機事態の宣言。
  - ・各対策班の被災状況を確認→3時間を目途に第2回災害対策本部会議で報告する。

#### ③ 指揮命令系統

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない、また、参集に時間を要するなどの理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるよう、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

#### ・指揮命令系統の確立方法

- ア 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、災害対策本部規程 別表1にある順位で 自動的に代行者に委任されるものとする。
- イ 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を 仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。
- ウ 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の 委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

#### (2)職務代行

市長は、災害対策本部長であるため、「杵築市地域防災計画」の規定に基づき、市長が不在の 場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

市長(副市長)の職務代理順位

	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	危機管理課長	総務課長

#### (3) 緊急連絡先

大規模な災害が発生した場合、参集や安否確認等のほか非常時優先業務を実施するうえで、 関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要になる。このため、市地域防災計画においては、 資料編において基本的な緊急連絡先を掲載しているところであるが、各部署においてもそれぞ れ必要となる緊急連絡先等を整理しておくものとする。 ただし、その際、個人情報等が記載された資料は、別葉として保存するなどあらかじめ取り扱いを検討しておくものとする。

#### (4) 参集可能職員数の予測

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。勤務時間外に発災した場合は、参集する職員は着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、各班においては、常に勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

職員の参集想定に当たっては、次表の「参集予測の考え方」に基づき算出する。

#### 表 参集予測の考え方

地震発生よ	2 k m圏内の職員の約 6 割が参集可能
り 1時間以	出発までのリードタイム、夜間の停電による視界不良、路上障害物の回避等を
内の参集	考慮して、毎時2kmの速さの連続歩行で参集すると想定。しかし、本人
	及び家族の死傷など、被災のため職員の1割が参集できない。また、職員の3
	割が救出・救助活動に従事することにより参集が遅れる。
地震発生よ	6 k m圏内の職員の約 6 割が参集可能
り3時間以	毎時2kmの速さの連続歩行で参集すると考え、6km圏内の職員が参
内の参集	集可能。しかし、本人及び家族の死傷など、被災のため職員の1割が参集
	できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事することにより参集
	が遅れる。
地震発生よ	20 k m圏内の職員の約 6 割が参集可能
り 12 時間以	20kmを超えると帰宅困難になるとの想定があることから、20km圏内
内の参集	の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷など、被災のため職員の1割
	が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事することによ
	り参集が遅れる。
地震発生よ	20 k m圏内の職員の約 6 割が参集可能
り 1~3日	12 時間後の参集予測と同じ考え方となる。
以内の参集	
地震発生よ	全職員の9割が参集可能
り3日~1ケ	地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 k mを超える職員
月以内の参	も徐々に参集可能。1カ月後は、職員の死傷等により1割が参集できない。
集	3日後から1カ月後の間は、その間を直線補完して参集可能人数を計算。

※「国土交通省業務継続計画」(平成19年)等を参考

		表 各班	別の参集	可能職員	数		
	部署名		参集可能職員数(発災後)				
班名		職員数	1時間	3時間	12時間以	1 目	3 目
			以内	以内	内	以内	以内
災害対策本部 事務局	危機管理課	6	2	3	4	4	5
	総務課	18	6	8	10	10	16
	企画財政課	15	5	7	8	8	14
被災者対策班	税務課	20	5	8	11	11	18
	市民生活課	18	5	6	8	8	16
産業対策班	農林水産課	24	5	8	11	11	22
	商工観光課	8	4	4	4	4	7
	財産管理活用課	8	1	2	4	4	7
土木対策班	建設課	20	8	10	12	12	18
	上下水道課	17	4	7	10	10	15
保健・福祉対策班	福祉事務所	30	2	2	18	18	27
	協働のまちづくり課	8	2	2	5	5	7
	健康長寿あんしん課	21	1	6	10	10	19
	医療介護連携課	13	1	2	7	7	12
	農業委員会	7	2	2	4	4	6
文教対策班	教育総務課	20	2	6	10	10	18
	学校教育課	5	0	0	2	2	5
	社会教育課	22	3	7	13	13	20
	文化・スポーツ振興課	9	3	5	5	5	8
山香地域対策班	山香振興課	10	1	2	5	5	9
大田地域対策班	大田振興課	7	2	2	4	4	6
応援対策班	議会事務局	3	1	1	1	1	3
	人権啓発・部落差別 解消推進課	4	1	2	3	3	4
	会計課	5	1	2	2	2	5
	選管・監査事務局	4	1	1	1	1	4
合 計		322	68	105	172	172	291

※前表の「参集予測の考え方」により参集可能人数を計算した。

広域圏派遣 3 人、県庁派遣 1 人、広域連合派遣 1 人、総務課付け 2 人、山香病院派遣 6 人、消防派遣 2 人の 15 人は除く。

#### (5)職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、以下の対策を行う。

① 非常時優先業務の更なる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、災害が休日・夜間に発生した場合においては、あらかじめ割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとすると、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において初動期の休日・夜間については、非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

#### ② 各部署を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。まずは、部署内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部署からの要請に基づき対策本部で調整し、各部署を横断した応援職員の投入を行う。なお、非常時に優先される継続通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について、職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員 OB による応援などの検討を行う。

#### ③ 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、災害が休日・夜間に発生した場合、参集の可否にかかわらず、各職員は携帯メール(事前にメールアドレスをリスト化)等あらかじめ決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は、主に次のとおりとする。

- (ア) 本人の安否情報:無事・負傷(負傷の場合はけがの程度。入院の場合は入院先)
- (イ) 家族の安否情報:無事・負傷・安否不明
- (ウ) 参集の可否:可能・不可能

#### 参集が可能な場合

1、参集場所を報告する

第1参集場所:所属庁舎【所属長は本庁舎】

第2参集場所:最寄りの庁舎

第3参集場所:最寄りの避難場所

2、到着予定時刻を報告する

#### 参集が不可能な場合

- 1、職員の家族等が死亡したとき
- 2、職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき
- 3、参集途上において、救出・救助活動に参加する必要が生じたとき
- 4、自宅周辺で災害のおそれがあり、避難が必要であるとき

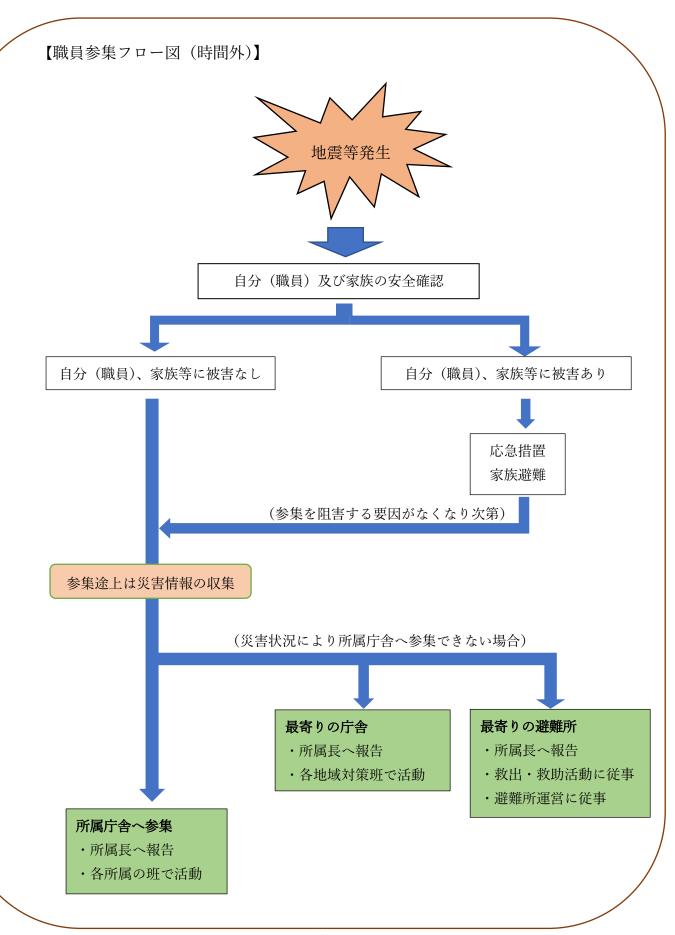
#### (エ) 周辺の被害状況:自ら確認した被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡をとり続けるものとする。

④ 職員の登庁時の服装、携行品等
1、服装
□ 作業服などの動きやすい服装
□ 厚底の靴
□ 軍手、手袋
2、携行品
□ 身分証明書
□ 飲料水:(2 ¼程度) 水筒、ペットボトル
□ 保存食:パン、缶詰や携行食品(クッキー、チョコレート等)など最低3食分
□ 着替え
□ 携帯充電器、モバイルバッテリー
□ 懐中電灯
□ 雨具(季節により防寒着)
□ 常備薬 など

## (6) 災害時受援マニュアルについて

非常時優先業務に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を効率的に受け入れるために「杵築市災害時受援マニュアル」(資料 2) を定める。



#### 7. 職員のケアの確保

予防的災害対策は、被災者・避難者のケアに重点が置かれがちであるが、被災現場の一線で活動する職員の体調管理が重要となる。

体調維持に関わるケアは飲料水と食糧の確保、衛生環境の確保、休息の確保の3つの視点で進める。

#### (1)飲料水と食糧等の備蓄計画

職員が必要とする飲料水、食糧については、自ら持参することが原則であるが、勤務時間内に 発災した場合など持参することが困難な場合も想定される。

それぞれの職員が準備することを基本に、職場における職員自らの備蓄(職員備蓄:食糧3食分、飲料水2祝程度)を推進する。

災害対応する職員への食糧等は3日分の備蓄を必要とするが、公的備蓄としては職員備蓄で不足する分や他機関からの応援職員等への補完を含めて300人の2日分を推進する。

また、災害時には断水も考えられるため、水を必要としないトイレ対策が必要であることから、初動期から職員が活動する庁舎や市施設には、ラップ式簡易トイレの配備を推進する。

#### (2) 休息の確保

発災直後は不眠不休で災害対策に当たるとしても、長期的に体力を維持するためには、可能な限り早い時期に勤務体制を2交替・3交替制を確保することが重要である。

また、特定の部署に業務量が集中したり、職員の参集状況により、特定の部署の人員が不足したりするなど、非常時優先業務の遂行に支障がでることも想定される。したがって、人員が比較的余裕がある班から不足する班へ職員を応援することにより、必要とする人的資源を確保する。

#### (3) 安全の確保

#### ①複数人乗車の徹底

警報以上の災害情報が発表された場合において、災害対応業務に著しい支障が生じる場合を 除き、車両による移動を行う場合は、原則として複数人乗車とすること。

なお、参集時にあっては複数人乗車による参集は難しいことから例外とするが、普段から参集 ルート上の危険箇所を確認するとともに、迂回ルートやより安全性が高い別のルートの確保に 努めること。

#### ②帰宅の判断

災害時において職員が帰宅することは、休息を取って次の業務に備えるために必要なことではあるが、生命・身体へのリスクが高い状況下においての帰宅移動は避けなければならない。

市から避難指示が発令されている場合には、帰宅を<u>原則禁止</u>とし、仮眠場所で休憩をとることとする。(なお、避難指示の発令状況によってはこの限りではない。)

勤務している施設内で休憩が取れるよう、各班は、施設内に仮眠場所を設け、簡易ベッド等仮 眠に必要な公的備蓄品の準備を推進し、職員に帰宅以外の選択肢を用意すること。

"原則禁止"としている部分について、以下の場合は例外として行動すること。

- (1) 職員又は職員の家族に、生命若しくは身体に重大な危険が及ぶおそれがあるとき。
- (2) 市民の生命若しくは身体に重大な危険が及ぶおそれがあるとき。

## 第5章 業務継続計画の継続的な改善

#### 1. 教育・訓練等

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性 等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させてい くことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日ごろから庁舎内において、計画的に研修や訓練を実施し、職員 個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

- (1) 避難訓練:職員の避難、来客等の避難誘導
- (2) 連絡訓練:緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- (3) 参集訓練:勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- (4) 図上訓練:業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
- (5) 意思決定訓練:事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

#### 2. 業務継続計画の点検・見直し

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、見直しを定期的かつ継続的に行う。また、訓練や災害対応等の検証作業を通じて課題を洗い出し、是正すべきところを改善し、次のとおり計画内容を点検・検証し見直す。

